

令和7年度板橋区障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和7年6月3日区長決定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）で就労する障がい者の自立の促進に資するため、区が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、令和7年度の物品等の調達方針を作成することにより、施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、区の全ての組織が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる施設等

調達の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する施設等で、別表1に掲げるものとする。区内、区外のいずれにも受注可能な施設等があるときは、区内の施設等を優先する。

4 調達の対象となる物品等と目標

本方針で調達を推進する物品等と今年度の調達目標額は、別表2のとおりとし、予算の適正な使用、公正性及び競争性の確保に留意しつつ、施設等からの物品等の調達の推進に努める。

5 調達の推進方法

- (1) 区は施設等が提供可能な物品等の情報について、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。
- (2) 施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。
- (3) 物品等の調達が新たに生じた場合には、施設等からの調達の可能性について検討する。
- (4) 調達に当たっては、施設等に対し、性能、規格等について十分な説明を行うとともに、施設等の供給能力に合わせ、履行期限及び発注量等、適切な配慮に努める。
- (5) 施設等からの調達に際し、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び東京都板橋区契約事務規則（昭和53年東京都板橋区規則第21号）第65条第1項第2号の規定による随意契約を積極的に活用する。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しをしたときは、速やかに区ホームページ等で公表す

る。

(2) 調達実績については、会計年度終了後に取りまとめて、区ホームページ等で公表する。

7 その他

区による調達のほか、次の各号のとおり施設等の支援に取組む。

- (1) スマイルマーケット（都営三田線高島平駅構内、区役所本庁舎、赤塚庁舎、中央図書館）での販売を区民、職員等に対し積極的に周知する。
- (2) 区、関係団体等が行うイベント等における販売機会の確保に努める。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により区が指定する指定管理者に対しても、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。
- (4) 職員が個人的に物品等を購入する場合についても、施設等からの購入について意識啓発を図る。

別表1

施設等区分		内 容
a	①就労継続支援 A型・B型	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第14項に規定する事業所
	②就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定する事業所
	③生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定する事業所
	④障がい者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障がい者支援施設で、就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うもの
	⑤地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第27項に規定する事業所
	⑥小規模作業所	障害者基本法第18条第3号の規定に基づき、地域社会における作業活動の場として、国・地方公共団体の助成を受けているもの
b	① 共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障がい福祉サービス事業所にあっせん・介する業務を行う

c	① 特例子会社	障害者優先調達推進法施行令（平成25年1月30日政令第22号）第1条第1号に規定する事業所
	② 重度障がい者多数雇用事業所	障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所
	③ 在宅就業障がい者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
	④ 在宅就業支援団体	在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

別表2

	物品等品目	具体例	調達目標額
物品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など	450万円
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、めん類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など	
	③小物雑貨	衣類・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺しゅう品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など	
	④その他の物品	机・テーブル、イス、キャビネット、ロッカー、寝具等上記以外の物品	
役務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒等の印刷	2,300万円
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど	
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など	
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど	
	⑤飲食店等の経営	売店、レストラン、喫茶店など	
	⑥その他のサービス・役務	仕分・発送、袋詰・包装・こん包、封入・封かん、洗浄、解体、印刷物折り、おしごり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など	